

総務委員会会議記録

1. 日 時 令和7年2月27日(木) 午後1時

1. 場 所 第1委員会室

1. 出席委員

委員長	国 松	ひろき
副委員長	石 崎	ひでゆき
委員	つかこし	たかのり
〃	清 水	みな子
〃	細 田	伸 一
〃	宮 本	均
〃	大 場	諭
〃	石 原	よしのり
〃	越 川	雅 史
〃	松 永	鉄 兵
〃	岩 井	清 郎

1. 欠席委員

な し

1. 説明のため出席した者の職氏名

市長公室次長	山 影 聡 香
秘書課長	菊 池 淳 郎
広報広聴課長	宮 崎 美 穂
カーボンニュートラル 推進課長	高 濱 伸 昭
危機管理室長	佐久間 剛
危機管理課長	立 花 学
危機管理課副参事	川 上 陽
地域防災課長	高 橋 一 三

総務部次長	日暮真司
総務課長	植松美穂子
人事課長	吉成悟謙
人材育成担当室長	松井井謙三
職員課長	佐藤藤謙
健康管理担当室長	入江江重
ダイバーシティ推進課長	石川川亮
法務課長	吉岡岡茂幸
企画部次長	西村村直存
企画課長	染谷谷俊存
行政経営・DX課長	山崎崎裕幸
都市制度推進課長	堀堀優子
健康都市推進課長	稲垣垣毅之
財政部次長	大塚塚山信忠
財政課長	藤山山井純一
納税・債権管理課長	北井井光一
納税・債権管理課副参事	山山口聡
市民税課長	山片橋正朗
固定資産税課長	松丸丸宏
管財部次長	五味味敬浩
管財課長	野村村憲一
公共施設マネジメント課長	山本本有香子
契約課長	小林林良二
技術管理課長	阪田田尚久
設計監理課長	松丸丸晃博
情報管理部次長	武田田良平
情報総務課長	小泉泉茂樹
情報管理課長	若菜菜克彦
市民部次長	鈴木木久美子
自治振興課長	越堂堂達志
NPO・市民活動支援課長	深沢沢学

開設準備担当室長			
市民安全課長	増	田	浩二
市民課長	宇	津	木正
総合市民相談課長	小	川	敦
大柏出張所長	崇	本	浩
市川駅行政サービスセンター所長	福	地	秀光
生活環境保全課長	北	市	勝
街づくり部次長	小	林	英樹
行徳支所次長	磯	部	高志
行徳支所総務課長	伊	藤	敏晴
企画調整課長	大	塚	基明
行徳支所市民課長	白	鳥	武志
南行徳市民センター所長	藤	田	裕弘
会計管理者	岩	井	滴
議会事務局次長	町	田	茂幸
庶務課長	藤	城	好明
議事課長	米	津	孝成
選挙管理委員会事務局次長	荒	井	義光
選挙管理委員会事務局次長	高	城	晃
消防局次長	今	井	隆
消防総務課長	藤	井	克行
企画管理課長	渡	邊	辰也
企画管理課副参事	指	宿	力哉
警防課長	熊	澤	光明

1. 会議に付した事件

- (1) 議案第38号 市川市行政組織条例の一部改正について
- (2) 議案第39号 市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例等の一部改正について

- (3) 議案第40号 市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について
- (4) 議案第41号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- (5) 議案第42号 市川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- (6) 議案第43号 市川市職員退職手当支給条例の一部改正について
- (7) 議案第44号 市川市手数料条例の一部改正について
- (8) 議案第45号 市川市犯罪被害者等支援条例の制定について
- (9) 議案第54号 市川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
- (10) 議案第55号 令和6年度市川市一般会計補正予算（第7号）のうち本委員会に付託された事項

第1条	第1項	歳入歳出総額		
〃	第2項	歳入	全 款	
〃	〃	歳出	第1款	議 会 費
〃	〃	歳出	第2款	総務費のうち第1項第18目文化振興費、第22目国際交流費及び第25目スポーツ費を除く全部
〃	〃	〃	第10款	消 防 費
〃	〃	〃	第13款	諸 支 出 金
第3条	繰越明許費の補正の追加のうち総務費（北東部スポーツ施設整備事業を除く）及び消防費			
第4条	債務負担行為の補正			
第5条	地方債の補正			

(11) 議案第60号 令和7年度市川市一般会計予算のうち本委員会に付託された事項

第1条	第1項	歳入歳出総額		
〃	第2項	歳入	全 款	
〃	〃	歳出	第1款	議 会 費
〃	〃	〃	第2款	総 務 費 (ただし、第1項第13目 自動車管理費のうち 別紙1記載の経費、 第17目市民会館費、 第18目文化振興費、 第22目国際交流費、 第23目東山魁夷記念館費 及び第25目スポーツ費 並びに第2項第2目 賦課徴収費のうち 別紙2記載の経費を 除く)
〃	〃	〃	第3款	民生費のうち第1項 第4目国民年金費
〃	〃	〃	第10款	消 防 費
〃	〃	〃	第12款	公 債 費
〃	〃	〃	第13款	諸 支 出 金
〃	〃	〃	第14款	予 備 費
第2条	継続費のうち総務費及び消防費			
第3条	債務負担行為のうち第1段から第10段及び第19段			
第4条	地方債			
第5条	一時借入金			
第6条	歳出予算の流用			

会 議 概 要

午後 1 時開議

○国松ひろき委員長 ただいまから総務委員会を開会する。

○国松ひろき委員長 まず、審査に当たっては一問一答制が導入されているので、委員の皆様におかれては、質疑冒頭に私、委員長に対し発言方法、1、総括、2、初回総括 2 回目以降一問一答、3、質疑項目を全て述べてから一問一答を申し出た上で質疑されるようお願いしたい。

また、理事者の方々におかれては、説明または委員の質疑に対する答弁の際は、職名を名のった上で発言されるようお願いしたい。

○国松ひろき委員長 議案第38号市川市行政組織条例の一部改正についてを議題とする。

提案理由の説明を求めるが、本会議以上の説明があれば説明願いたい。

○行政経営・DX課長 本会議以上の説明はない。よろしく御審査くださるようお願い申し上げます。

○国松ひろき委員長 質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○国松ひろき委員長 質疑を終結する。

討論の発言はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○国松ひろき委員長 討論を終結する。

採決する。

本案を可決すべきものと決することに御異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○国松ひろき委員長 御異議なしと認める。よって本案は可決すべきものと決した。

次に移る。

○国松ひろき委員長 議案第39号市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部改正についてを議題とする。

提案理由の説明を求めるが、本会議以上の説明があれば説明願いたい。

○総務課長 本会議以上の説明はない。よろしく御審査くださるようお願い申し上げます。

○国松ひろき委員長 質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○国松ひろき委員長 質疑を終結する。

討論の発言はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○国松ひろき委員長 討論を終結する。

採決する。

本案を可決すべきものと決することに御異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○国松ひろき委員長 御異議なしと認める。よって本案は可決すべきものと決した。

次に移る。

○国松ひろき委員長 議案第40号市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とする。

提案理由の説明を求めるが、本会議以上の説明があれば説明願いたい。

○職員課長 本会議以上の説明はない。よろしく御審査くださるようお願い申し上げます。

○国松ひろき委員長 質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○国松ひろき委員長 質疑を終結する。

討論の発言はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○国松ひろき委員長 討論を終結する。

採決する。

本案を可決すべきものと決することに御異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○国松ひろき委員長 御異議なしと認める。よって本案は可決すべきものと決した。

次に移る。

○国松ひろき委員長 議案第41号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とする。

提案理由の説明を求めるが、本会議以上の説明があれば説明願いたい。

○総務課長 本会議以上の説明はない。よろしく御審査くださるようお願い申し上げます。

○国松ひろき委員長 質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○国松ひろき委員長 質疑を終結する。

討論の発言はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○国松ひろき委員長 討論を終結する。

採決する。

本案を可決すべきものと決することに御異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○国松ひろき委員長 御異議なしと認める。よって本案は可決すべきものと決した。

次に移る。

○国松ひろき委員長 議案第42号市川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題とする。

提案理由の説明を求めるが、本会議以上の説明があれば説明願いたい。

○職員課長 本会議以上の説明はない。よろしく御審査くださるようお願い申し上げます。

○国松ひろき委員長 質疑はないか。

○つかこしたかのり委員 今回の給与に関する条例の一部改正について、市川市一般職の職員の中、私たち市議会議員に対してはどれぐらいの影響があるのか、金額としてどれぐらい変更になるのか、具体的に伺う。

○職員課長 議員の皆様については、今回の改正において、期末手当が年間支給月数4.5月から4.6月と0.1月分引上げとなる。これに伴って、議長は8万6,880円、副議長は7万8,240円、議員各位は7万2,480円、総額で306万円ほどの影響額がある。

○つかこしたかのり委員 分かった。その上で、今、一般的に苦しんでいる市民が多い中、市議会議員の私たちの給料が上がることについては疑問があることを

申し上げた上で質疑を終わる。

○石崎ひでゆき副委員長 今回の給与改定の中で、国に合わせる以外の何か特別なことがあったのかどうか。東京と比べて大きな差もあるが、その点どうなっているかお答え願いたい。

○職員課長 国と相違する部分の御質疑かと思う。今回相違する部分としては、地域手当が大きく関係してくる。国の支給割合において市川市は、現在、10%から引下げをして8%としている。片や市川市の現状の支給割合は、近隣市の船橋市や浦安市が12%であったので、合わせる形で平成31年4月から12%とし、継続してきたところである。

今般、人事院勧告において、市川市の支給割合は都道府県別に大きくくり化という形で見直しをされて、千葉県全体としては4%。ただ、中核市的な役割を担う市は個別に支給割合が定められており、市川市は8%という割合が示されている。

今回の国の変更に対して、市川市として現在の支給割合である12%を引き下げるかどうかの検討を行ったが、千葉県や近隣各市、同様に引下げとなった自治体においては、引き下げる自治体がなく、引き続き検討するとの状況を確認している。また、特別区については現在20%であるが、今回の国の見直しにおいても20%の割合が維持されているので、川を挟んだ市川市は、もし引き下げると最終的に8%となり、10%以上の差がつくことから、処遇面も併せて考慮し、令和7年度は12%を維持しようと考えている。その後は、金利の動向等の諸事情を勘案して対応を検討していきたい。

○石崎ひでゆき副委員長 江戸川区と隣接する市川市としては、やはり職員のモチベーションも含めて配慮していただきたい。現在でも8%の差があるので、これ以上差が開かないように、できれば差を詰める勢いで頑張っていたいただければと思う。

○国松ひろき委員長 その他質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○国松ひろき委員長 質疑を終結する。

討論の発言はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○国松ひろき委員長 討論を終結する。

採決する。

本案を可決すべきものと決することに御異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○国松ひろき委員長 御異議なしと認める。よって本案は可決すべきものと決した。

次に移る。

○国松ひろき委員長 議案第43号市川市職員退職手当支給条例の一部改正についてを議題とする。

提案理由の説明を求めるが、本会議以上の説明があれば説明願いたい。

○職員課長 本会議以上の説明はない。よろしく御審査くださるようお願い申し上げます。

○国松ひろき委員長 質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○国松ひろき委員長 質疑を終結する。

討論の発言はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○国松ひろき委員長 討論を終結する。

採決する。

本案を可決すべきものと決することに御異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○国松ひろき委員長 御異議なしと認める。よって本案は可決すべきものと決した。

次に移る。

○国松ひろき委員長 議案第44号市川市手数料条例の一部改正についてを議題とする。

提案理由の説明を求めるが、本会議以上の説明があれば説明願いたい。

○街づくり部次長 本会議以上の説明はない。よろしく御審査くださるようお願い申し上げます。

○国松ひろき委員長 質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○国松ひろき委員長 質疑を終結する。

討論の発言はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○国松ひろき委員長 討論を終結する。

採決する。

本案を可決すべきものと決することに御異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○国松ひろき委員長 御異議なしと認める。よって本案は可決すべきものと決した。

次に移る。

○国松ひろき委員長 議案第45号市川市犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題とする。

提案理由の説明を求めるが、本会議以上の説明があれば説明願いたい。

○ダイバーシティ推進課長 本会議以上の説明はない。よろしく御審査くださるようお願い申し上げます。

○国松ひろき委員長 質疑はないか。

○大場 諭委員 まず、項目を挙げてから一問一答で。議案書75ページ、今回の第2条「定義」、(2)で「犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族その他これらの者に準ずると市長も認める者」というのが具体的にあればお答えいただきたい。次に、第6条「相談、情報の提供等」、7条「市民等への啓発活動等」、第9条「見舞金の支給等」について。

1項目ずつ。市長が認める者は非常に曖昧であるが、具体的に決まっていること、想定されることがあればお答え願いたい。

○ダイバーシティ推進課長 その他これらの者に準ずる者については、パートナーシップ・ファミリーシップ届出者等を想定している。

○大場 諭委員 通常、「犯罪被害者等」でくくる場合は間接的被害者、例えば事件を目撃した子ども、被害者を支援する方等、二次被害となる方たちのことも考えられるが、そういったところまでは考えてないのか。

○ダイバーシティ推進課長 家族、遺族その他ということで、これに準ずる者としてパートナーシップ・ファミリーシップ届出者を想定しているが、基本的に犯罪被害者等というのは広くあるべきだと思うので、委員のおっしゃった、間接的でも被害を受ける場合には被害者として該当すると考えている。

○大場 諭委員 第6条の「相談、情報の提供等」は窓口の体制になると思うが、条文の中には、2番として「市は、犯罪被害者等の支援に係る業務等に従事する職員に対し、当該支援に関する知識等を身に付けさせるよう努めるものとする」とある。これから育成する考えだと受け取れるが、犯罪を被った方の相談は専門

性も有するし、経験も必要だと思う。こういった窓口体制を取るのか、御説明いただきたい。

○**ダイバーシティ推進課長** 窓口についてはダイバーシティ推進課で行う予定である。DVの案件も扱っているので、そういった意味では、相談を受ける土壌はあると考えている。

○**大場 諭委員** どのぐらい職員が経験あるか分からないが、本来、やはり相談を受ける際には、その都度でいいが、専門員をきちっと体制として整えるべきだと思う。これは要望にとどめる。職員も人事異動があり、固定するわけではない。どこまで可能なのかも不安である。

次に、市民への啓発活動であるが、第7条で「犯罪被害者等が地域社会で孤立することがないように、啓発活動等を講ずるものとする」とある。具体的にどのようなことを考えておられるのか伺う。

○**ダイバーシティ推進課長** まず、スタートする制度についての周知もあるが、被害者に二次被害や再被害が起きないようにすることが重要だと思う。作成する予定になっているリーフレットやホームページ、広報なども活用して周知啓発をしていきたいと考えている。

○**大場 諭委員** 昨年の10月17日に柏井で事件があったが、御家族も含めて地域で暮らし続けている。要は被害者側から見た場合どうなのか、地域社会では、当然、地域の防犯対策等もあるため様々なことを講ずるべきであるが、特に性被害は注意していかなければいけない。地域社会は、単にアピールやビラで周知するだけでは、かえって事を大きくしたり、関心事で終わってしまう可能性があるので、きちっと練り上げていただきたい。これは意見だけ申し上げる。

最後に、第9条「見舞金の支給等」について伺う。今回、経済的負担の軽減等を図るためとのことで見舞金を設定されている。1つは、経済的支援であれば、例えばけがをされたのであれば治療費、カウンセリング費、住み続けることが大変であれば転居の支援、犯罪被害を被ったことで収入が減ったとか、しばらく働けないことで経済的支援も必要だと思う。治療費は国で支援しているが、ほかに被害後の安全確保で、同じところに住み続けることは大変だということで住居移転とか、職場や学校への影響があって移らざるを得ないとか、就労支援もそうであるが、子どもの就学支援。様々な経済的な費用がかかる部分があるが、今回、なぜ見舞金にしたのか。また、金額の根拠について伺う。

○**ダイバーシティ推進課長** 今、転居の話があったが、転居を含めて日常生活でかかる費用負担への補助金等を支給している自治体は確かにあるが、県内自治体

の実績を見ると、まだほとんどないため、他市の状況や本市のニーズを見ながら、今後の導入について検討していきたいと思っている。既存の制度もあるので、そういったものも活用しながら、今回の制度のスタートにおいては、まずは見舞金からスタートして、来年度以降、必要に応じて新たな支援を検討していきたいと考えている。

また、金額について今回3種類、30万円、10万円、10万円を用意しているが、特に遺族見舞金と重傷病見舞金については、全国的にはほぼ同額になっているため、他市と合わせた金額設定をしている。

○大場 諭委員 最後に、見直すとの答弁であったが、今後実際に運用してみてもか、対応してみてもということで、条文の中でも見直しの仕組みが書かれてない。特に窓口だとか経済的支援を含めて、条例もどういうタイミングで見直していくかについては仕組みとしてないが、その辺はどのようにお考えか。

○ダイバーシティ推進課長 必要があれば改正は当然必要だと考えているが、基本的には委任のところ、施行に関して必要な事項は市長が別に定めるということで、見舞金であると規則に落とし込んで、規則の中で対象者や金額を削る予定である。また、第9条で「その他必要な支援を行うもの」としており、ほかの支援もできる規定にしているの、来年度以降、ほかの支援が必要になる場合には規則等で規定して運用していければと考えている。

○石原よしのり委員 1項目だけ、9条、そして11条も関わってくる。私も今、大場議員が質疑したことと同じように考えている点があって、この見舞金の金額の改正は規則に定めるとなっている。11条を見ると、その規則は「市長が別に定める」と、改定できる形になっている。今回、この条例を通すに当たって、30万円、10万円と金額も含めて諮られ、我々は適否を判断することになっている。

今度、ある時点で、特に見舞金の種類や金額を市長が勝手に変えられるようになってくるが、我々議会、あるいは市民に対して、きちんとこのように変えるというものがないと、いつの間にか変わっていた、勝手に見舞金がなくなっていたのでは大変困る。その辺の仕組み、どう運用するのか、御説明いただきたい。

○ダイバーシティ推進課長 この条例については理念条例とのことで、理念、役割、支援の大枠を規定している。具体的に支援は、国や他市の実績を踏まえて柔軟に対応できるように規則等で規定する考えであるが、金額等は、例えば予算審議のところで金額、規模を提示し、その上で審査いただけると考えているので、いつの間にかなくなっているとか、金額を変えることは全くないと考えている。

○石原よしのり委員 そうだと思うが、しっかり徹底して、我々議会にも市民に

も事前に諮りながらやっていただくようお願いしたい。

○つかこしたかのり委員 9条の見舞金の支給等について、一問一答で2つ聞きたい。1つ目は、見舞金の申請についてである。遺族見舞金、重傷病見舞金、性犯罪被害見舞金があり、遺族見舞金は第三者、御遺族が申請者になれると思うが、重傷病見舞金や性犯罪被害見舞金は本人以外でも申請できるのか。もう一つは、申請の内容がかなりデリケートになるので、例えば庁舎の中で個室を用意して受け付ける等、受付をする場所、方法について伺いたい。

まずは、申請者は本人以外も可能なのか伺いたい。

○ダイバーシティ推進課長 重傷病見舞金は、御本人がずっと動けない場合も想定されるので、代理申請ができる形を考えている。

受付は、第三者の目、他人の目が非常に気になる場合も想定されるので、基本的には個室を用意し、他人の目にさらされない窓口対応をしたいと考えている。

○つかこしたかのり委員 1つずつ再質疑したい。

まず、申請は代理でも大丈夫との答弁であったが、例えば家族であれば代理できるのか、第三者でも婚姻関係があるなら申請できるのか、どこまでの範囲を代理申請できるのか、もう少し具体的に伺いたい。

○ダイバーシティ推進課長 対象者に代わって申請できる方は家族とのことで、犯罪行為による被害を受けた人の配偶者、子ども、父親、孫、2親等までを想定している。

○つかこしたかのり委員 確認であるが、例えば、婚姻を予定している同居の方が申請したいと思っても、この事案では申請できないとの認識で間違いないか。

○ダイバーシティ推進課長 家族関係の確認については、何らかの確認書類がないと、その方が本当に家族か分からないので、基本的には戸籍等で確認を取っていく。

○つかこしたかのり委員 分かった。代理については、これで終了する。

今度、個室を用意するとの話であったが、具体的には庁舎のどこの場所を考えているか。

○ダイバーシティ推進課長 窓口がダイバーシティ推進課になるので、建物は西消防署の上の男女共同参画センターになる。

○つかこしたかのり委員 今度、個室で受け付けるに当たって、性犯罪被害についてはかなりデリケートな内容になると思うが、そういった相談や申請については、例えば同性であるとか、個室以外にも特段の配慮を行うのか伺いたい。

○ダイバーシティ推進課長 おっしゃるとおり、性犯罪は男性に恐怖心を抱く方

も当然いっちゃると思うので、そういった意味では、同性になるよう、対応する者を考えていきたい。

○つかこしたかのり委員 特に性被害に遭われた方が、さらに心が傷つくことがないように、特段の配慮を持った上で行うことをまず御検討いただきたい。

○清水みな子委員 1問。松戸市の条例を見ると、申請期限が原則、犯罪が行われた日から1年となっている。市川市の条例には書いていないが、このあたりはどのように受け取るのか。

○ダイバーシティ推進課長 犯罪を知った日から1年というのは、市川市も同じ運用で考えている。

○清水みな子委員 経済的支援、日常生活支援、居住移転費用支援、法律相談支援、裁判手続に行く旅費の支援など、条例に基づく松戸市の支援はきめ細かくなっている。その他必要な支援として今後考えていくのかと思うが、何か具体的に考えていることはあるか。

○ダイバーシティ推進課長 上げられたところが少し増えている——まだ少ないが、入れているところはある。本当に使うのかというところもあるため、用意するだけではなく、本当に求められているものが何かを見極めてから導入したいと考えている。

そういった意味では、先ほど話が幾つか出ていたが、転居は一つポイント——ニーズも多くなると考えている。これをやっていくというものがあれば、当然、最初の段階で入れていくが、今後実績が出てから見極めていきたいと考えていきたい。

○越川雅史委員 一問一答で第2条と第9条について伺う。

第2条で、先ほど大場委員からの質疑に際して、犯罪被害者等で、これは「家族又は遺族その他これらの者に準ずると市長が認める者」が範囲とのことで、家族、遺族は当然そうであろうし、パートナーシップの届出を済ませている人もそうであるし、結婚準備・新婚生活住まい応援対象者も入ることは分かるが、犯罪の間接的な被害者も入ると先ほど答弁があったが、まず、この点間違いないか最初に確認したい。

○ダイバーシティ推進課長 間接的な被害者であるが、条例で周知啓発をすくなっているのでは、家族だけに限定するものではなく、被害を受けた人は全体的に対象になると考えている。例えば見舞金であると、施策ごとに対象は変わってくるのが、条例としては広く対象となると考えている。

○越川雅史委員 そこが一番大事だと思っている。しかも、見舞金はと言ってい

るが、第9条の話が出たので言うと、第9条に「犯罪被害者等」との文言が出てきていて、第2条で犯罪被害者等の定義をしている。今の答弁だと、第9条は個別に考えるみたいになっているが、用語の定義が、犯罪被害者等と決めるところで入れている。先ほど大場議員の質疑の際、間接的な被害者も含まれるとの答弁であったが間違いはないか。2条(2)の定義に間接的な被害者も入るのか。もう一度、明確に御答弁をお願いします。

○ダイバーシティ推進課長 条例全体では広く取っている。ただ、見舞金は「その他必要な支援を行うもの」となっているので、必ずしも見舞金の支給が犯罪被害者等で全部ではなく、その中の対象となるものを規則で定めて対象にしていくものと考えている。

○越川雅史委員 それは誰も分からない。条例第9条で「犯罪被害者等が受けた精神的又は身体的な苦痛の慰藉」については見舞金の支給その他必要な支援を行うとしていて、犯罪被害者等は「家族又は遺族その他これらの者に準ずると市長が認める者」となっており、そこに間接的な被害者が入るとの答弁になっているので、第2条(2)の答弁がある上で、第9条は別の考えというのはおかしいのではないか。

○総務部次長 条例自体は先ほど答弁したように、犯罪被害者等と広く二次被害を受けた方等まで支援する内容でつくられており、第9条「見舞金の支給等」で「見舞金の支給その他必要な支援を行う」により、当然、二次被害を受けた方等に対しても、その他必要な支援を行っていく。見舞金の支給については規則に対象を細かく定めて支給を行っていくことになっているため御理解いただきたい。

○越川雅史委員 これは自分がここで理解すると言ったところで、分からないのではないかと saying、そのような答弁をするのであれば、第9条「見舞金の支給」で、そこに例えば、市は、家族または遺族またはパートナーシップ届出者に見舞金の支給を行うとか、別の条文をつくって、間接的な被害者も含め、その他必要な支援を行うとしないと。同じところに一緒くたに書いておきながら、こちらは限定されている、こちらは広がっている。定義と違うことをやろうとしている。定義に含まれているとの答弁は修正されてないまま、第2条で定義しているにもかかわらず、第9条で——法務が説明できるのなら聞きたい。

○法務課長 委員の御質疑を整理すると、第2条の定義については、この条例の中で使う犯罪被害者等の定義として広く捉えられていると認識している。第9条の見舞金の支給については、この条例が理念条例も兼ねているところがあり、支援を行うことを第9条で表しており、支援の代表的なもの、見舞金の支給が表に

出ている状態である。

具体的な見舞金の支給の対象等は、ダイバーシティ推進課長が答弁したとおり、そのほかの支援については、例えば要綱、規則が必要であれば規則等をつくって、幅広く柔軟に、そこで定義して対象者を決めていくものと考えている。

○越川雅史委員 同じ答弁であるのでもう1回伺う。第2条(2)の「犯罪被害者等」には、間接的な被害者は対象に入るのことである。第9条の「その他必要な支援」の対象にも、それらの人たちは入ってくる。

ここからであるが、通り魔事件があった、無差別テロが起きた、9.11みたいなことが起きた、直接被害に遭った人、その場において間接的な被害に遭った人、あるいは、その場にいた人がろうばいしてとか、テレビを見て衝撃を受けた人とか、どこまでが対象範囲に入るのか。

○法務課長 同じことをまた繰り返してしまうが、この条例の中での犯罪被害者等の定義になっているので、今の話でいくと、例えば第3条「基本理念」3項、犯罪被害者等の支援は、このことがないように十分配慮して行われると。例えばテレビで見て被害を受けたとか、もし支援をするのであれば、この定義の中では読まれることになろうかと思う。ただ、具体的な支援をもししようとなれば、先ほども言ったとおり、規則や要綱で落とす予定をしているので、そちらのほうで入ったり入らなかったりすることがあろうかとは思っている。

○越川雅史委員 つまり規則や要綱はこれからつくるということで案すら全くないのか。

○ダイバーシティ推進課長 現在見舞金の規則は作成を進めており、4月1日に条例と同時に施行できるように進めている。

○越川雅史委員 これ以上答弁を求めてもしようがない。ただ、混乱が生じることが懸念される。これを読んで、ここまで聞いても分からないので、混乱が生じないようにお願いして質疑を終わる。

○国松ひろき委員長 その他質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○国松ひろき委員長 質疑を終結する。

討論の発言はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○国松ひろき委員長 討論を終結する。

採決する。

本案を可決すべきものと決することに御異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○国松ひろき委員長 御異議なしと認める。よって本案は可決すべきものと決した。

次に移る。

○国松ひろき委員長 議案第54号市川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてを議題とする。

提案理由の説明を求めるが、本会議以上の説明があれば説明願いたい。

○警防課長 本会議以上の説明はない。よろしく御審査くださるようお願い申し上げます。

○国松ひろき委員長 質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○国松ひろき委員長 質疑を終結する。

討論の発言はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○国松ひろき委員長 討論を終結する。

採決する。

本案を可決すべきものと決することに御異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○国松ひろき委員長 御異議なしと認める。よって本案は可決すべきものと決した。

次に移る。

○国松ひろき委員長 議案第55号令和6年度市川市一般会計補正予算（第7号）のうち、本委員会に付託された事項を議題とする。

審査に当たっては、お手元に配付の審査順序のとおり進めさせていただくので御了承願いたい。

まず、歳出第1款議会費、第2款総務費第1項総務管理費のうち本委員会に付託された事項、繰越明許費の総務費のうち本委員会に付託された事項及び債務負担行為についての説明を求める。

〔庶務課長、職員課長、管財課長、企画課長、行徳支所総務課長、情報総務課長、NPO・市民活動支援課長、総務課長、情報管理課長、市民安全課長 説明〕

○国松ひろき委員長 これより質疑に入るが、質疑に当たっては予算書のページ

数及び項目を明示されるようお願いしたい。

質疑はないか。

○松永鉄兵委員 一問一答で2点伺う。31ページのガバメントクラウド使用料と8ページの債務負担行為のところである。

まず、ガバメントクラウド使用料であるが、今の説明だと何がどうなって減額になっているのかよく分からなかった。たしか、6年度の4月が稼働開始時期ではないかと思っているが、どうしてこうなったのかをさらに詳しく御説明いただきたい。

○情報総務課長 情報システムの標準化は、国の標準化法に基づき、住民情報を取り扱う20の基幹業務システムについて、令和7年度末までを目標として、全ての自治体について、国で定める標準仕様書に基づいたシステムに改修すると決められていたものである。

状況としては、現在、稼働に向けて住民記録システム等について作業を進めており、全国の自治体が一斉に標準化の作業を進めている。その中で、システム事業者のシステムエンジニアのリソースを圧迫していることが1つと、この間にも自動手当制度の拡大や戸籍附票の平仮名対応など、現在のシステムに、国の制度改正に伴う改修が同時に生じていることにより事業者の業務を圧迫し、またシステムエンジニアの不足が生じていることで移行作業、開発作業に影響が出ているものである。

本市も今年度予算で対象の20業務全てについて移行の着手を予定していたところ、20のシステム中、16のシステムについて、システムを構成するパッケージソフトウェアの出荷の遅れや事業者の人的リソースが不足したことから移行作業に着手できないものが生じている。

なお、先般、デジタル庁の標準化に伴う基本方針が改定され、令和7年度末までの目標に間に合わないものは、特定移行支援システムとして、おおむね5年以内に安全に移行ができるよう、国で支援いただくことで、国の指針も改正されているところである。

○松永鉄兵委員 7年度末までの目標ではなく、新たな指針が示されたわけである。そういう意味では、今年度減額したものは6年以内に減額された分を計上し直して実施していく認識でよいか。

○情報総務課長 おっしゃるとおりである。現在の予定ではあるが、令和7年度中に標準化できるもののほか、8年度、9年度の間にはシステムの標準化を完了させる見込みでスケジュールを修正している。

○松永鉄兵委員 これは結構である。

続いて、8ページの債務負担行為補正であるが、ベンダーのリソース不足は分かっていたが、スケジュールを見直すのは、翌年度以降に持ち越すということだと思う。債務負担行為を廃止することがスケジュールの見直しとリンクしてないと思うが、そこを詳しく説明していただきたい。

○情報総務課長 8ページ、債務負担行為の補正について、上から順に御説明する。

第1段から第4段については、当初の予定では令和6年度から7年度の予定であったが、一旦廃止させていただく。その上で、事業者との調整により、各システムについて1年間でのシステム移行が可能であるとのことであるので、令和8年度当初予算での計上を予定している。

次の第5段、学齢簿システム標準化対応委託費については、6、7年度から、1年ずらして7、8年度の債務負担行為として組み直す予定としている。

6段、就学援助システム標準化対応委託費については、令和7年度1年間でのシステム移行が可能となるため、債務負担行為は廃止し、7年度当初予算に計上を予定しているものである。

7段、番号連携システム標準化対応ソフトウェア等借上料については、先ほども申し上げた、借上料としての債務負担が必要なくなったことから今回廃止し、次回の債務負担行為の上げ直し等を行わない。

8段、学齢簿システム標準化対応ソフトウェア等借上料も1年後ろ倒して令和7年度から12年度までの債務負担として組み直しをお願いしたい。

第9段、税務システム標準化対応委託費についても、令和6年度から8年度を1年ずらし、令和7年度から9年度までの債務負担行為として再度見直しをお願いしたい。

○国松ひろき委員長 その他質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○国松ひろき委員長 次に移る。

~~~~~

○国松ひろき委員長 次に、歳出第2款総務費第2項徴税費から第4項選挙費、第10款消防費、第13款諸支出金、歳入全款、繰越明許費のうち消防費及び地方債について説明を求める。

〔納税・債権管理課長、市民部次長、選挙管理委員会事務局次長、消防総務課長、管財課長、財政課長 説明〕

○国松ひろき委員長 質疑はないか。

○石原よしのり委員 一問一答で2項目伺う。1つは19ページの学校施設環境改善交付金、もう一つは、25ページの電力売払収入。

学校施設環境改善交付金は校舎とトイレの改修と思うが、それぞれ補助率を伺いたい。

○財政課長 19ページの教育費国庫補助金、学校施設環境改善交付金の補助率について御説明する。

今回、小学校で外壁等屋上防水工事、LED化の照明工事、トイレとあるが、学校の外壁や屋上防水の工事と受水槽の工事は補助率が3分の1となっており、今申し上げたそれ以外は7分の2となっている。(石原よしのり委員「LEDとトイレが7分の2ということか」と呼ぶ) LEDとトイレに関しては7分の2となっている。

○石原よしのり委員 2つ目、電力売払収入、1億8,000万円は大きな減収であるが、先ほどの説明では、入札の結果、売却単価が下がったためと説明があった。単価が幾らから幾らに下がって、単価だけではなく売払い料も変わっているのか内訳を御説明願いたい。

○財政課長 電力売払収入の単価と発電量について御説明する。

まず、単価については、当初予算の時点において区分を分けて算出していた。平日昼間で夏の期間、7月から9月は、1キロワットアワー当たり22.066円、平日昼間の夏以外が20.773円、その他夜間は19.459円で積算していたところ、入札の結果、一律で全ての区間で13.31円となった。発電量は、当初予算で3,024万3,000kWhであったのが3,225万2,690kWh、大体200万9,690kWh増えた状況になる。

○石原よしのり委員 発電量は6%程度増えているので堅く見積もって、ちゃんと発電できてよかったが、単価の下がり方が3分の2どころか、思った以上に下がっている。これは何が起こったのか。それから、新年度はどんな見込みでいるのか、答弁願いたい。

○財政課長 電力売払収入の単価設定について、理由等をお答えする。

実際、入札の関係でなぜそこまで落ちたのかというものがあるが、過去の単価の推移を見ると、例えば、令和4年度が18.832円であったものが5年度は25.3円、当然電気代も上がっているため、夏季の昼間を22円と積算したが、それが、実際に入札して13円になった。それ以外の区分においても同様になっている。積算時点においては上昇傾向で――25円で上がり過ぎていたものであったため、平均を取り低めに見たものの、それ以上に低かったものである。

○石原よしのり委員 普通に考えたら、おととしよりも去年の夏のほうが世の中の電気料金が高い。あれほどの猛暑においては地球が逼迫しているということ。単価はむしろ暴騰してもいい話なのに、大きく下がっているのはおかしい気がする。

そういう意味で、実績はこうであるので仕方がないが、分析して対応を考えなければいけない。次年度どうするか答弁願いたい。

○財政課長 当初予算のところでもあるが、基本は落ちた単価をベースに組んでいる。少し先の話になるが、最終的には、クリーンセンターの電力を新電力会社に一旦売った上で各公共施設に供給する流れになるので、話合いの中で決定していくことになると考えている。

○国松ひろき委員長 その他質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○国松ひろき委員長 質疑を終結する。

予算の総額については、他の常任委員会の審査結果を確認の上、修正等がなければ承認することで御了承願いたい。

討論の発言はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○国松ひろき委員長 討論を終結する。

採決する。

本案を可決すべきものと決することに御異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○国松ひろき委員長 御異議なしと認める。よって本案は可決すべきものと決した。

次に移る。

---

○国松ひろき委員長 暫時休憩する。

午後 2 時46分休憩

午後 3 時15分開議

○国松ひろき委員長 再開する。

議案第60号令和7年度市川市一般会計予算のうち、本委員会に付託された事項を議題とする。

審査に当たっては、お手元に配付の審査順序のとおり進めさせていただくので御了承願いたい。

まず、歳出第1款議会費について説明を求めるが、説明に当たっては、特に新規事業のもの、前年度と大幅に変わった点について説明願いたい。

[庶務課長 説明]

○国松ひろき委員長 これより質疑に入るが、質疑に当たっては予算書のページ数及び項目を明示されるようお願いしたい。

質疑はないか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○国松ひろき委員長 次に移る。

~~~~~

○国松ひろき委員長 次に、第2款総務費のうち第1項第1目一般管理費から第7目企画費、継続費のうち総務費及び債務負担行為のうち第1段について説明を求めるが、説明に当たっては、特に新規事業のもの、前年度と大幅に変わった点について説明願いたい。

[職員課長、人材育成担当室長、総務課長、広報広聴課長、管財課長、企画課長、契約課長 説明]

○国松ひろき委員長 これより質疑に入るが、質疑に当たっては予算書のページ数及び項目を明示されるようお願いしたい。

質疑はないか。

○大場 諭委員 項目を挙げてから一問一答。まず、予算書85ページ、委託料の内部公益通報外部窓口設置委託料について、97ページ、委託料、総合計画策定支援委託料について、最後に同じく97ページ、負担金補助及び交付金のうち市川市・松戸市行政パートナー協定意見交換会負担金について、以上の項目である。

まず、85ページの内部公益通報外部窓口設置については、本会議においても質問があった。公明党としても代表質問させていただいたが、今回、公益通報を外部に設置するとのことであるが、1つは、制度設計をどのようにされていくのか。それから、通報窓口の適正運用として、特にどういった外部窓口を考えているのか。弁護士を中心にされると思うが、自治体、要するに市川市との連携をどうしていくのか。特に匿名性の確保として、通報者の保護が重要なわけで、特に今回外部に設けることは大変重要であるが、通報の受入れや秘匿の管理をどのように進めるのか。あとは、総務部人事課になるかと思うが、職員がこれを知り得る、その辺の体制。以降、もっといろいろあるが5点にする。

○人事課長 まず、制度設計についてお答えする。

本市の内部公益通報制度の流れから御説明すると、まず、職員からの通報等が

ある。その後、受付の手続を経て、実際に調査すべきとした場合は受理という手続が入る。具体的な内容の調査、最後に調査結果に基づく措置という流れになっている。

今般の外部窓口の制度設計であるが、基本的には今申し上げた、通報から調査までの全部または一部を委託し、通報窓口で対応したいと考えている。最大で申し上げますと、受付手続と受理手続、調査は委託し、最後の調査結果に基づく措置については本市で対応したいと考えている。

続いて、外部通報窓口の外部委託先であるが、御質疑にあったとおり、基本的には弁護士1人を考えている。

市川市との連携であるが、制度設計から申し上げますと、調査までは外部に委託し、調査結果と対応方針を市川市に御提供いただく方向で考えている。

次に、匿名性の確保であるが、先ほどから申し上げている委託による受付、受理、調査は外部窓口の弁護士等で対応し、本市との連携はないため通報者の秘匿性は確保できると考えている。

最後、職員への周知との御質疑もあったかと思うが、こちらは本会議でも御答弁したとおり、今回計上している予算を御承認いただいた場合には速やかに外部窓口を設置した後、メールや部長会議及び研修等、職員が参集する機会を捉えて周知していきたいと考えている。

○大場 諭委員 制度設計は普通だと思うが、通報窓口の適正運用に関して、弁護士は、市川市の顧問弁護士や通常使われている弁護士なのか、新たに専門的な窓口にするのか、再質疑する。

通報者の保護では、通報者から弁護士のところ、外部窓口に通報があつて、どこまで外部の窓口で対応して、最後、どの部分が報告になるのか。

その2点、再質疑する。

○人事課長 まず、1点目に委託先の御質疑であるが、私どもでお願いしている法律事務嘱託の弁護士は、立場上、公務員——同じ職員となるため外部の取扱いにはならないと考えている。そういう関係もあるため、基本的には外部の新たな弁護士等を選任したいと考えている。

2点目の市川市との連携についての再質疑であるが、委託し最終的に上がってくる内容としては、調査の結果、対応方針案を御提出いただきたいと考えている。

○大場 諭委員 弁護士については内部というか、問題というか、ほかの事例のように外部窓口は設けたが、弁護士と行政とがつながっていて、このような相談があつたがどうするか、ということがあつては外部に窓口を設けた意味がないの

で、できたばかりであるが、将来見ていきたい。

この質疑については以上である。

続いて、97ページ、委託料、総合計画策定支援委託料700万円。具体的に委託の内容について伺います。

○企画課長 委託の内容である。令和7年度は、主に次期基本計画策定に係るアンケートの実施、それから、次期計画策定における基本構想から基本計画までの策定支援が主な内容となっている。

○大場 諭委員 アンケートと計画策定とのことであるが、今回、代表質問でもあったが、EBPMについては、アンケートのみか、それとも総合計画を立てられるだけのバックエンドというか、データをきちんとする部分は、委託には入らないのか。

○企画課長 EBPMの考え方を計画の中に盛り込んでいくかは、総合計画審議会からも以前御意見を頂戴しているので、それも含めて評価指標をどのように計画の中に位置づけていくかを含めて検討を進めていくことを考えている。

○大場 諭委員 これは結構である。

最後に負担金のところで、市川市・松戸市行政パートナー協定意見交換会負担金負担金10万円について。これが昨年12月定例会で上がってきて、これからだと思うが、実際にどういった内容で意見交換をしていくのか。また、決まっていれば日程をお伺いしたい。

○都市制度推進課長 御質疑の1点目、負担金について、どういう内容で検討しているかである。現在、松戸市と本市の企画部門で、どういった分野で連携協力ができるかを話し合っている。具体的には3月末までに分野を決めて、具体的な事業は新年度以降に各所管を交えて相談、協力いただく方向で進めている。そのため、具体的に動き出すのは4月以降と考えている。

○石原よしのり委員 3点である。81ページ、公金振込手数料7,500万円、87ページ、職員旅費、11ページ、継続費、中山老人集会所解体事業について伺う。

まず、81ページ、公金振込手数料、前年まではなかったが今年からかかるようになったと、説明されていたが、どうしてこうなったのか。今までただで出ていたものが、これから毎年、7,500万円かかってくるのは大きな話である。給料振込は恐らく年に15回、会計年度任用職員を含めて6,000人程度だとしたら1人1万円以上かかっている。1件につき多分800円とか1,000円かかるなら結構大きな金額である。これは何が起こって、どうして変更になったのか伺いたい。

○会計管理者 81ページ、11節役務費、公金振込手数料についてお答えする。

今まで市から事業者や個人、市民にお支払いする経費については無料であったが、銀行と相手先の銀行でお金の送金をしているところで、従前は、銀行間手数料がかかっていた。この銀行間手数料は、各銀行で個別に金額を決めている。これについて、銀行間のお金の送金を行う機関、全国銀行資金決済ネットワークがある。そこを通して、市川市は指定金融機関が千葉銀行であるので、千葉銀行から、例えばみずほ銀行、東京ベイ信用金庫、その他の銀行に振り込むときに、個別に契約して手数料を払っていた。これについて、公正取引委員会から適正な価格ではないと言われ、実際に調べたところ、ちゃんとした手数料にすべきと指摘を受け、全国銀行資金決済ネットワークがそれまでの銀行間取引手数料を廃止することを令和3年以前に決め、令和3年10月1日から一律の金額が決められた。

民間はその時点から始まっていたが、国、自治体等については準備期間等も含め、昨年6年の10月1日から振込手数料がかかると決まったところである。総務省からも、手数料を支払うことを検討するように各自治体に通知が来ている。

それを受け、指定金融機関である千葉銀行から千葉県の指定金融機関を行っている全自治体について、千葉銀行から同一の銀行に振り込む場合には税込み1件55円、他行に振り込む場合は1件132円と決められたことから、今般、7年4月1日から全国的に有料となっている。市町村はこの4月1日からであるが、千葉県は既に昨年6年10月1日に制度が始まっているので、有料化してお支払いしていると聞いている。

○石原よしのり委員 まず、2点ほど確認したい。

説明のときには給料の振込と言っていたが、そんなことはなく、全ての公金の振込手数料がゼロだったものがかかるようになったかどうかの確認が1点。

もう一つ、今言っているのは、総務省から始まって各自治体ということは、市川だけではなく、どこの自治体も同程度の大きな経費が今後は歳出としてかかっていくように変わった理解でいいのか。

○会計管理者 1点目の給与、報酬について振込手数料はかからない。労働基準法で現金で支払うというのが原則になっており、口座振込にすると労働者に不利益が生じるおそれがあるため、そこは除く。要は我々の給料や報酬の振込はかからないということになる。(石原よしのり委員「それ以外のところに全てかかる」と呼ぶ)例えば消耗品を買ったときの事業者には払う消耗品費とか、そういったものである。

もう1点のどこでもかかるかについて、既に6年の10月1日から、県単位では、先ほど申し上げた千葉県、神奈川県でも既に支払っていると聞いている。県内の

千葉銀行を指定金融機関にしているところは全て一律で、55円、132円がかかることになっているが、東京都の23区など、他の県の金額は分からない。

○石原よしのり委員 大変なことになったと思うが、仕方がない。

次は87ページ、職員研修費の8節旅費。研修費が650万円上がって、海外派遣が発生するからとの説明であったが、誰を何の目的でどこに派遣することを今回予定しているのか、御説明願いたい。

○人材育成担当室長 まず誰を、については若手の職員になる。

目的としては、今後の市川市のことを考えると、やはり国際的な視野と見識を持った職員の養成、市川市も多文化共生が必要になってくる。それから国際交流や経済交流の専門領域を学んでいただき、スキルを持つスペシャリストの育成を観点に今回派遣する。

場所はイギリスのロンドン、時期は今年の4月2日から2年間になる。

○石原よしのり委員 1名を2年間、ロンドンに研修に行かせると。旅費が650万円ぐらい。もちろん給料は別に払われてということ。どのように担当者を選ぶのか。この方はずっと継続して勤めてくれて云々というのは、どのように考えているのか。

○人材育成担当室長 手挙げ制で本人の立候補となり、20名ほどの手が挙げた。派遣研修推薦委員会の中で選考されたものである。

○石原よしのり委員 分かった。次の質疑に行く。

11ページの継続費、イメージとして、集会所を1個解体するのに、解体工事費7,000万円は感覚的に少し高い気がする。どんな建物をどう壊すとこのぐらいかかるのか、説明いただきたい。

○管財課長 解体費用に関することであるが、中山老人集会所は軽量鉄骨2階建て、延べ床330㎡であるが、まず、敷地の入り口が狭くて重機が入れないため、手で壊さなければいけない。加えて、今回、解体前に調査した結果、有害物質の鉛等が確認され、剥離及び処分費もかかることが判明したことから金額がかなり上がり7,000万円の金額になった。

○宮本 均委員 5つ質疑する。

87ページ、報酬の委員報酬で公文書公開審査会委員報酬があるが、5人で100万円を超えているのは、ほかの委員から見て高いような気もする。委員報酬の決め方である。

同じく87ページの報償費の公文書管理アドバイザー報償金であるが、アドバイザーの仕事は何をするのか伺いたい。

91ページ、委託料の広報紙制作等委託料。折り込み料で部数減とのことで、うる覚えであるが、たしか1万部ちょっと程度実施していたか。部数はどれだけ減ったのか。減った分、ほかの媒体を使って最低限の折り込みの部数は維持しようとの考えはあるのかお聞かせ願いたい。

97ページの18節負担金補助及び交付金、中核市市長会オブザーバー参加負担金がある。市川市は中核市をやらないと言ったと思っていたが、オブザーバー参加する意味が何かあるのか、分からないので伺いたい。

最後に、市川市・松戸市行政パートナー協定意見交換会負担金について10万円はどのような使い道なのか。

○総務課長 公文書公開審査会の委員報酬についてお答えする。

令和7年度当初予算は1人9,100円の5人分を月2回、年間24回開催すると見込んで109万2,000円を計上している。

公文書管理アドバイザー報償金については、特定歴史公文書などの選別の判断に迷った場合、専門的な知見がある公文書管理アドバイザーに意見を聞くための経費である。

○広報広聴課長 広報紙の折り込み部数の減とその対応策の2点についてお答えする。

新聞折り込み数は、令和6年度当初予算では約8万部、令和7年度当初予算で6万9,000部、おっしゃるとおり、約1万部の減。実数としては、令和7年度1月1日号で8万8,415部、これが令和6年度と比較すると5,724部の減となっている。

対策としては、まず、広報スタンドなどの配布拠点の拡充を行っていることと、新聞を購読していない希望者の世帯へ郵送によりお届けすることを受け付けている。また、それ以外の電子的な対応として、広報紙が閲覧できるスマホアプリを活用しており、現在、登録者数延べ1万3,000人となっているほか、市公式ウェブサイトにも電子版を公開し、LINEやフェイスブックなどのSNSで配信している。また、メールマガジンの発行が登録者数およそ2万3,000人となっており、電子媒体の活用を図っている。今後も世代やライフスタイルに応じてきめ細やかに対応し、情報発信、市民が情報を受け取れる環境の維持に努めていく。

○都市制度推進課長 御質疑にお答えする。

まず、中核市市長会オブザーバー参加負担金の件である。中核市の移行については、移行しないとの判断には至っておらず、中核市への移行を進める状況にはないと姿勢である。将来の本市の在り方を考える上では中核市も選択肢の一つで、現時点でも様々な都市制度を調査研究する上で、中核市の情報収集は引き続き

き実施するため計上している。

続いて、市川市・松戸市行政パートナー協定意見交換会負担金の使い道については、先ほど申し上げたとおり、現在、松戸市とどのような分野で協力できるかの話をしているが、具体的には4月以降になるので、どういった事業ができるか、他市の事例を視察や専門の方をお招きして所属課を交えての勉強会などを今想定しているところである。

○宮本 均委員 委員報酬アドバイザーの件はよく分かった。

折り込みであるが、今、一般紙は年々減っているのも、それに伴って部数減というのは分かる。いわゆる電子媒体ではなく、紙媒体で一般紙以外にも利用できる場所は幾つかあると思うが、そちらを利用するのは今後検討できるか。これは委員会が終わってから、後でじっくりとお話しさせていただきたい。

○広報広聴課長 先ほど部数の数字が間違っており、折り込み部数について、令和7年度1月1日号現在の折り込み部数は6万9,115部、前年度と比較すると6,858部の減であった。おわびして訂正する。

○国松ひろき委員長 ただ今のとおり発言の訂正を許可する。

○宮本 均委員 折り込みとか、その件はホームページにもしっかり載せているので、事前に見ていたもので質疑した。また後でお話しさせていただく。

中核市であるが、議会の市長答弁と違う感じを受けてしまって、まだ諦めたわけではないみたいな話、どう受け止めるかはこれからになる。オブザーバー参加は分かった。視察を含めての10万円とのことでした。

○越川雅史委員 一問一答で、82ページ、第2目人事管理費と95ページ、企画費、報酬、政策推進参与報酬について伺う。

まず1点目、人事管理費、聞きたいのは公益通報制度であるので内部公益通報制度について伺いたい。手続等は分かったが、通報に至るアクセス——本会議の答弁を聞き間違えていたら恐縮であるが、例えば第2庁舎の人が第1庁舎に行かなくてもいいように誰かが常駐しているとのことであるが、アクセス手段はメール、電話、手紙、LINEなどか。第2庁舎に人が常駐していたとしても、その場所をうろついていたり、勤務時間にそこら辺へ行っていたりしたら、勤務時間中何でそこを抜けているんだ、あいつはあそこに入っていったよとの話になりかねないわけで、いろんなアクセス手段が確保されていないといけないのではないかと思う。今までの議論でそのあたり分かりにくいので、第1庁舎であろうが、第2庁舎であろうが、外部窓口であろうが、これまでの窓口であろうが、まず、アクセス手段はどのようなものが確保されているのか伺いたい。

○人事課長 お答えする。

通報等の手法であるが、これまでも実際にメール、電話、手紙を使って通報されている状況である。実際に窓口に来る職員等は、ほぼいない現状である。しかしながら、第2庁舎において、今回、元職員の収賄等事件が生じたため、なお窓口で通報しやすいようにする趣旨で第2庁舎へ内部窓口を設けようと考えたところである。

○越川雅史委員 それは効果があるのか。その辺りをうろついたり、その人と話しているだけで、あいつ何かやっているぞと。それが下水道のやつだとなってしまうと意味があるのかなというか、効果がどのぐらい想定できているのか、もう少し聞かせていただきたい。

○人事課長 御指摘の点はごもっともだと思う。しかしながら、相談の内容等については外部に漏れないように個室を設けて対応したいと考えている。そこに至る動線については、大変申し訳ないが、現在のところ対策は何も講じられないという状況が正直なところである。

○越川雅史委員 そこに行く人が令和7年度、1年間でいるのかは今後検証したい。

次、企画費、政策推進参与報酬である。1年間やってきたが、出勤というか、勤務というか、月に大体2回程度しか想定していないのではないかと思う。この方にどのくらい参与として関わっていただいて、物はなく御意見だけなのかもしれないが、成果物があれば伺いたいし、業績評価というか、市長が連れてきた人なので評価する必要はないことはなく、やはり企画に対してどのような知見を与えてくれたのか、必要十分だったのか、専門性、ニーズがかみ合っているのかのような評価はしていなければいけないと思うが、そうした資料等はあるのか伺う。

○秘書課長 政策推進参与は、今お話しいただいたとおり、月3回、年間36回を想定している。実際に令和6年度は、今日現在で37回支払い報酬対象となっており、具体的な内容は、現在はデジタル地域通貨 I C H I C O に関する普及促進に関する助言、提言であるとか、中山法華経寺の参道にかかる中山寺町活性事業委員会を地域住民が主体となって立ち上げたので、その進め方、プログラムの提案や意見交換に実際に参加、助言をいただいている状況である。

評価については、現在、報告書等にまとめていないので、成果という形では、I C H I C O の普及促進や今後継続し評価していきたいと考えている。

○国松ひろき委員長 その他質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○国松ひろき委員長 次に移る。

~~~~~

○国松ひろき委員長 次に、第2款総務費第1項第8目支所及び出張所費から第14目自治振興費のうち本委員会に付託された事項及び債務負担行為のうち第2段から第8段について説明を求めるが、説明に当たっては、特に新規事業のもの、前年度と大幅に変わった点について説明願いたい。

〔行徳支所総務課長、総務課長、危機管理課長、情報管理課長、管財課長、自治振興課長、情報総務課長 説明〕

○国松ひろき委員長 これより質疑に入るが、質疑に当たっては予算書のページ数及び項目を明示されるようお願いしたい。

質疑はないか。

○越川雅史委員 100ページ、第10目危機管理対策費に計上された予算について、これは節が需用費か。備蓄みたいな費用である。衛生用品として、生理用品、紙おむつ、携帯トイレなどを備蓄しているとのことで、これまでの調査の中で200万回分の備蓄を目標としていて、現状の27万回分に今回買い足して達成度を上げるとのことであるが、今回の購入分を加えても、200万回分から見ると、まだ2割にも満たない程度の達成度である。仮にこの目標が正しいのであれば、何でこんなゆっくりやっているのか。もっとどかんと買えばいい。ただ、補助金が来る関係とか、いろいろあって費用対効果を考えながらやっているのだったら、それはそれで説明していただきたい。財政調整基金を積み立てるときは、いざとなったときの備えだと言っておきながら、目の前の備蓄、いざとなったときの備えができてないのは非常にちぐはぐを感じるが、この点、まず御説明いただきたい。第10目だけの質疑である。

○地域防災課長 101ページ、危機管理対策費の第10節需用費の中にある消耗品について。

委員から御質疑いただいた内容は、携帯トイレを購入するお話かと思う。今回、7年度予算では、携帯トイレを10万回分購入する予算を計上している。しかし、トイレ管理・確保計画の中では、200万回を目指す目標を掲げているので、その目標からすると20%弱、19%ではないかとの御指摘だったと思う。いずれにしても、当課としては、200万回分を目指し、なるべく早い時期に達成できるように財政部局と調整していきたいと考えている。

○越川雅史委員 何か補助金がもらえることを考慮しているかについての答弁が漏れているのと、あとは、いつ頃達成するのか。結局、計画が正しいのであれば、

計画に全然足りてない中で、一方でお金は財政調整基金に積み上がっていて、いざというときの備えだと言っている。目の前のトイレの備えができてないのはおかしいではないか。まず、補助金があるのだったら、それは説明していただきたい。国からお金がもらえるので、それを充てながらやっている、国からもらえるお金に限度額があるのでやっているのか。あるいは、手金で一気に入けるものであれば、そのことを言ってもらいたいのと、あとはちょっとずつやっているではなく、いつ計画が達成できるのか。目標はあるが、具体的なスケジュールに落とし込まれてないとか、スケジュールを立てたいが財政的な裏づけが取れてないというのであれば、そういう答弁をしていただきたい。

**○地域防災課長** まず1点目、補助金については、特に活用は考えてない。

2点目、いつの目標かについては、トイレ確保・管理計画の中では、年34万枚ずつ、5年である程度見込んでいくことを掲げているが、調整中での予算計上額になる。

**○越川雅史委員** 答えられないかもしれないが、年に34万枚、その計画自体は市で公式に承認されている計画だと思う。現時点で、計画策定から何年たっているか分からないが、今回買い足したって40万枚にも足りない。何で市が公式に策定したトイレの備蓄量の計画と財政的な裏づけが整合してないのか。これは財政に聞いてくれとのことかもしれないので、危機管理として答えられない、自分たちは要求しているが、はねられているであったら、そういう答えかもしれないが、ここまでの答弁を踏まえると、それは聞かざるを得ないので伺う。

**○地域防災課長** 御指摘いただいたとおり、計画に向けて協議させていただいているというのが現状である。

**○越川雅史委員** 関連して、公民館や小学校にバルーンライトや蓄電池を備えるのも危機管理で目標があったと思う。ただ、今年度の予算をもってしても、配備の目標には到達しない状況と理解しているが、これも小学校や公民館に買って配備すれば済む話が、なぜそうなるのか。同じ質疑になるが、補助金などは関係あるのか。なかったらないで、あとは計画、目標値をいつ頃達成できる計画なのか。同じような答弁で結構であるので、念のため確認したい。

**○地域防災課長** まず、御質疑いただいた内容は、103ページにある備品購入費に伴うものである。この中で、今、委員から御指摘あったように、電源の供給ということでLEDによるバルーンライトと蓄電池の購入を続けている。現状で目標数を154基と定めており、今年度は87基まで備わっている。したがって、達成率については、現状ではまだ56%にとどまっているところである。補助金は、県から

1,000万円を限度に交付されるものを活用しているため、かかった費用については申請している。残りに向けて計画的に購入を続けていくことを考えている。

○越川雅史委員 もっとシンプルに答弁していただきたい。

今、1,000万円の話が出てきたので、これは満額もらえる計画になっているのか伺いたい。購入量に応じて申請するような話であったので、1,000万円分、バルーンライトや蓄電池で達しているのか、足りてないのではないかと。自分が調べた限り、700万円にも満たないのではないかと思うが、1,000万円も補助率によっては、市が2,000万円分買って50%などもあるかもしれないので、分かるように説明していただきたい。

○地域防災課長 これは千葉県地域防災力充実・強化補助金であり、現状であると3年間で限度の補助金になっており、その2年目になっている。1市当たり1,000万円が上限で、対象事業としては、備品購入のみならず、減災マップの作成、自主防災組織への資機材の購入等の補助、環境整備事業はこの蓄電池の購入、あとは災害用のトイレの整備など避難所看板の整備等が対象になるので、これを合算したものの満額が1,000万円との形で手続をしている。

○清水みな子委員 121ページ、1問。自治振興課長のお話で、補助金のところで令和7年度以降、何かを廃止すると。ちょっと聞き取れなかったが、補助金の1,000万円は前年度のものなのか。金額的には何を指しているのか。

○自治振興課長 第14目自治振興費の18節負担金補助及び交付金の御質疑であるが、今年度については、先ほど申し上げた自治会等提案地域活性化事業補助金は、予算計上していない。昨年度までであった補助制度であるが、今年度をもって廃止する予定であるので予算書には記載されていない。

○国松ひろき委員長 去年までであった。ここに項目は載ってない。それがなくなったと。

その他質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○国松ひろき委員長 次に移る。

~~~~~

○国松ひろき委員長 次に、第2款総務費第1項第15目多様性社会推進費から第27目諸費のうち本委員会に付託された事項について説明を求めるが、説明に当たっては、特に新規事業のもの、前年度と大幅に変わった点について説明願いたい。

〔ダイバーシティ推進課長、総合市民相談課長、NPO・市民活動支援課長、市民安全課長、市川駅行政サービスセンター所長、健康都市推進課長、総務課長 説

明]

○国松ひろき委員長 これより質疑に入る。質疑はないか。

○越川雅史委員 125ページ、15目多様性社会推進費19節扶助費、先ほど議論があった犯罪被害者等見舞金で、条例のところで聞こうか迷いつつだが伺う。

大場委員からの質疑もあった引っ越しなど、国でも休業補償、通院費の補助等があると思うが、結局、例えば償還払いという言葉が正しいかはともかく、医療費であったら、領収書を添付して精算しないといけないわけである。国からお金が来るといっても、リードタイム、立て替えてお金をもらわないといけないし、休業補償が仮にあるといっても満額かどうか分からない。そうなると家賃は変わらないわけで、医療費とか何だとか立て替えたりしながら、減ったお金の中でやりくりとなると、国のお金が入ってくるのは後からであるので、市はその部分を貸し付けるとかやらないと本当の支援にはならない。多分想定されるのは、今年度は初年度であるので見舞金だけであるとの答弁で、それしかないのであればそれでいいが、貸付けなど、立替えの部分を新年度予算計上するに当たりどのように考慮したのか、御説明いただきたい。

○ダイバーシティ推進課長 確かに全国的に見ると、貸付けを行っているところは、本当にごく一部だけがある。ただ、周りの自治体はまだ入れておらず、実績もまだ分からないところもあるので、進めながら、被害者の話なども聞き、また他市の実績を見ながら、本当に必要であれば検討して入れていくことはあるかと思う。

○越川雅史委員 それ以上の答弁がないのは理解する。今の話で、誰か被害に遭い、困って立替えが苦しかったとか、立替金がないため病院に行けなかったとか、引っ越しもできなかったとか、裁判したかったができなかったとか、その事例を受けて制度改正すると1人は確実に救えないわけである。今から、そういうものに出せる制度を想定してもらって、名目は後からでも、幅広く個別の事情に応じて、お金の手当等何か支援を急いでやっていただけたらと思う。

以上、要望して終わる。

○細田伸一委員 予算書122ページ、多様性社会推進費の項目だけである。そもそも論になってしまうが、ここでせっかくの機会であるのですり合わせをしておきたい。多様性社会の推進というのは何を推進しようとしているのか。予算書では、前年度と比べて四千何百万円。これは男女共同参画センターの照明器具改修工事と明確に出ている。ただ、多様性の名の下に、何でもかんでも多様性と言うと、しようがないみたいな感じになってしまいそうな感じがする。

改めてここで、世の中が言う多様性、あるいは政府が言う多様性と私自身が感じているものと市川市がやろうとしている多様性の認識をある程度すり合わせておきたい。何を推進しようとしているのか。（「多様性」と呼ぶ者あり）

では、質疑を変える。多様性というのは、どこからどこまでを多様性と言っているのか。

○**ダイバーシティ推進課長** 性別ももちろん、男性と女性だけではなく、様々な属性というか、認識もある。例えば外国人も多様性に入ってくるし、障がい者も当然入ってくると思う。多様性という意味では、幅広く人権として捉えて、それぞれが過ごしやすく、自分自身を持って過ごしていけることを目指していくのが多様性の推進と考えている。

○**細田伸一委員** ちょっと苦しいというか、質疑の仕方、内容が悪いというか、次のページの総合市民相談がある。これとの違いは何か明確にあるのか。これはちょっと難しい問題だと思う。先ほど申し上げたように、すり合わせをしておきたいと思っただけであるが、それもちょっとできにくいと私は今感じたので、今後、ここは本会議でやるのか分からないが、私自身ももう少し勉強して、なるべく同じような方向で向かっていきたいと考えているので、今日はこの辺で結構である。

○**清水みな子委員** 1問である。多様性社会推進費の犯罪被害者等見舞金で50万円であるが、4月から1人、1人、1人との想定なのか。

○**ダイバーシティ推進課長** 犯罪被害を受けて、まず見舞金の該当になるか、さらに申請をされるかまで見込むことは難しいと考え、まず1件ずつ計上した。当然お金がないため見舞金を支給しないわけではなく、それ以上の申請が見込まれる場合には補正予算の計上、時間がなければ財政部門と相談しながら予備費で予算措置していきたいと考えている。

○**清水みな子委員** 4月からではあるが、やはり性犯罪被害は、自分から言うことはなかなか難しい。3つ入っており、二次被害ではないが、相談に行っても、例えばいろんなことを聞かれ、結局もう一度、フラッシュバックではないが、心の傷にならない形を考えていただきたいと思うので、よろしく願います。

○**国松ひろき委員長** その他質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**国松ひろき委員長** 質疑を終結する。

○**国松ひろき委員長** お諮りする。以降の議題については、明日審査することと

したい。これに御異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○国松ひろき委員長 御異議なしと認める。よって以降の議題については明日審査することに決した。

○国松ひろき委員長 本日はこれをもって散会する。

午後 4 時 49 分散会